

電子的監査証拠

Electronic Audit Evidence

カナダ勅許会計士協会 著
◆日本公認会計士協会 訳

こんな方にお役立ていただけます!

内部監査業務の効率化を図ろうと考えている
企業の役員、経理・財務担当者

内部統制時代に向け、新たな監査業務
ノウハウ取得をめざす公認会計士

本書のご案内

- 電子的な情報の監査証拠いわゆる「電子的監査証拠」の特性や、従来の監査証拠と異なる点、監査アプローチに及ぼす影響、リスクとその対策等について、実践的な指針を示したカナダ勅許会計士協会による調査報告書「ELECTRONIC AUDIT EVIDENCE」を日本語に翻訳したもので、公認会計士及び企業の監査担当者等が、電子的監査証拠の最新情報を取得することができる内容です。
- 電子的監査証拠を調査している日本公認会計士協会内の専担委員（公認会計士）が翻訳を担当しているため、実務レベルに即応した表現となっており、実際の業務にすぐ役立てることが可能です。
- 企業の内部統制業化等に対応するための監査スキルアップや業務効率化に関するノウハウを掲載。とくに、情報システムと監査のあり方で理解を深めたい公認会計士や企業の監査担当者にとって活用しやすくしています。



A5判・定価 本体2,600円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

内容構成

エグゼグティブ・サマリー

第1章 はじめに

e-ビジネスの発展と監査証拠への影響/本報告書の目的

第2章 電子的監査証拠の定義と特徴

定義/電子的監査証拠の属性/従来の監査証拠と電子的監査証拠の違い/結論

第3章 監査証拠として使われる文書への統合システムの影響

はじめに/電子的なビジネス文書/ERPシステム/他の種類の内部統合システム/デジタル化された文書/電子文書管理(EDM)システム/結論

第4章 電子的監査証拠による監査の意義

はじめに/保持すべき能力/企業のビジネスに関する知識/監査アプローチ/電子的監査証拠の品質及び信頼性/虚偽表示と違法行為の発見/サービス機関/電子的監査証拠の文書化

第5章 電子的監査証拠の信頼性に関するコントロール

はじめに/全般統制/電子情報の信頼性規準と関連しているコントロール/情報コントロールに関係する他の考慮事項/結論

第6章 電子的署名とセキュリティ技術

はじめに/電子的署名/暗号によるセキュリティ技術/暗号化によるセキュリティ技術/他のセキュリティ手段

第7章 コンピュータ利用監査技法とツール

はじめに/スキャナとスクリプト/脆弱性評価と侵入テスト/統制手続データベース/統合監査機能/データ抽出と分析ソフトウェア/リアルタイム監査ツール/インテリジェント・エージェント/Web監査ツール/結論

第8章 保証基準に関連する結論

はじめに/基準への電子的監査証拠の影響/電子的監査証拠に関する現行ガイダンス/提言された電子的監査証拠のガイダンス/電子的監査証拠が内部統制に与える影響に関する既存のガイダンス/電子的監査証拠の内部統制への影響に関して提言されたガイダンス/監査作業の文書化に関し提言されたガイダンス

第9章 電子文書の法的側面

はじめに/電子文書及び電子的署名に適用される主要な法律/電子文書の法的認知/電子的署名の法的認知/電子文書の証拠としての適格性/電子契約書/電子文書の保管と長期保存/これらのリスクを管理する法的不確定要素とツール

付録

付録A 電子的監査証拠環境の監査における監査手続の例示
付録B カナダ基準、国際基準、米国基準における電子的監査証拠に関するガイダンス
付録C 内部統制への電子的監査証拠の影響に関する米国及び国際的なガイダンスの要約

第4章 電子的監査証拠による監査の意義

共有システム

7. 監査人が、依存したい電子情報は、クライアントの情報システムだけでなく、その他の企業又は個人の情報システムをも経由したかもしれない。監査人は、企業の情報システム及び取引先のシステム、パーソナル・プライベート・ネットワーク(VPN)、付加価値通信網(VAN)、又は他のインターネット・サービスプロバイダといったその他関連するシステム間の相互関係を理解するために、企業のビジネス・プロセスへの理解を十分持つべきである。監査人は、監査人が依存しようとする情報に対する既存の内部統制を識別できるように、内部及び外部間の情報システムのリンクについて十分な理解を得るべきである。企業がe-ビジネスを実施している場合、監査人は、データが企業の情報システムに統合される前に、どのように保護され、正当化されているのか、そして不正アクセスから企業がどのように情報システムを保護しているかを理解しなくてはならない⁵⁾。

監査アプローチ

監査リスク

8. 監査アプローチの詳細には、監査人は監査リスクにおける三つの要素を考慮すべきである。それは次のとおりである。

- (a) 固有リスクー 最初に想定すべき重要な虚偽表示が生じるリスク
- (b) 統制リスクー 企業の内部統制が重要な虚偽表示を防止又は検知しないというリスク
- (c) 発見リスクー 企業の内部統制によって修正されなかった重要な

4) 監査
44

監査アプローチ

虚偽表示が監査人によっても検知されないというリスク⁵⁾

監査人はまた、ビジネスリスクを考慮しなければならない。それはより広い視野に基づくリスクであり、企業の目的や、その運営及び経営者に関連したリスクである。

以下のパラグラフは、電子的監査証拠がこれらリスクの各々の判断にどのように影響を与えるかを説明している。

ビジネスリスク

9. 財務諸表に直接影響を与え得る特定のリスクを考慮するだけでなく、監査人が企業を全体としてみなし、企業のビジネスの性質、組織、技術的なアプローチ及びその目的を達成するための活動の管理方法に関連した要因が、企業の運営及び財務上に影響を与え得るリスクを構成しているかどうかを、評価することは有用である。

企業の活動に関する十分な知識を得ることによって、監査人は企業を全体的に検討し、監査に影響を与え得るビジネスリスクの要因を識別することができる。以下は、電子的監査証拠にしばしば関連する統合情報システム、e-コマース及びe-ビジネスの環境に特有のいくつかの要因である。

企業活動を電子的に実施するための組織

10. 企業活動を電子的に実施する場合、それは不用意に行うべきでない。最初に、自動化の可能性があるビジネス・プロセス、その取り組みにおける利点及びリスク、そして実施すべきシステム及びコントロールについて評価すべきである。

活動を電子的に実施するための戦略を開発することで、企業はより効

⁵⁾ 「CICA Handbook - Assurance, Materiality and Audit Risk in Conducting an Audit」, paragraph 51.30.10を参照。

ホームページからのお申し込みは
<クレジットカードでもお支払いいただけます。>



<http://www.daiichihoki.co.jp>